

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日とす)

鳥取県規則第二十二号

鳥取県文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和四十四年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 則

鳥取県文書管理規則の一部を改正する規則

鳥取県文書管理規則(昭和四十三年三月鳥取県規則第十三号)の一部を
次のように改正する。

別表第一中農業指導課の項の次に農業振興課の項として次のように加え、
農地開拓課の項を削る。

目次

規則 鳥取県文書管理規則の一部を改正する規則

農業振興課	一	農地転用の許可	農地法	三〇	三〇	鳥取県農業委員会の諮問答申に要する期間を含む。
	二	農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の許可 小作料の最高額の認可	"	八	"	"
	三	農地又は採草放牧地の転用に伴う権利の設定若しくは移動の許可	"	三〇	"	鳥取県農業委員会の諮問答申に要する期間を含む。
	四	小作地又は小作採草放牧地所有の承認	"	一五	"	現地調査に相当の日数を要する。
	五	土地の一時使用の認定	"	七	"	鳥取県農業委員会の諮問答申に要する期間を含む。
	六	売渡予約書の交付	"	四二	"	鳥取県農業委員会の諮問答申に要する期間を含む。
	七	売渡通知書の交付	"	三〇	"	鳥取県農業委員会の諮問答申に要する期間を含む。
	八	農業委員会等の農地交換分合計画の認可	"	三〇	"	鳥取県農業委員会の諮問答申に要する期間を含む。
	九	買収した土地の貸付決定(国有財産)	農地法施行令	一五	一五	
	十					

